

2月17日（木）

令和 4 年 2 月 17 日 (木 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	右松隆央	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	二見康之	(同)
26番	日高陽一	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	野崎幸士	(同)
34番	徳重忠夫	(同)
35番	日高博之	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	濱砂守	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和4年2月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、二見康之議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

去る2月10日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました令和4年2月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計63件、その内訳は、当初予算20件、補正予算17件、条例15件、予算・条例以外11件であります。このほか2件の報告があります。また、教育長の任命同意に係る議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から3月16日までの28日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、本日、知事提出議案の上程となりますが、提案されます議案のうち、議案第63号につきましては、他の議案に先立ち、関係常任委員

会で審査していただき、本日中に本会議で採決を行います。

代表質問は2月24日から2日間、一般質問は28日から3日間の日程で行い、一般質問終了後、議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

3月3日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、付託された議案のうち、補正関連議案を審査の上、3月7日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月8日から4日間の日程で、当初関連議案等を各常任委員会で審査の上、3月16日、最終日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第63号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第63号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和4年2月県議会定例会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました令和4年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

コロナ禍と言われる困難な時代が、2年もの長きに及ぼうとしております。令和2年3月、本県で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、これまでの間に、県内で1万5,934名もの方々が感染され、70名の貴い命が失われました。お亡くなりになった全ての方々に対し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げます。

現在、第6波のただ中であって、県内の医療機関や宿泊療養施設、御自宅で療養されている皆様のご一刻も早い回復をお祈りしますとともに、最前線の現場で御尽力いただいている医療従事者をはじめとする全ての関係者の皆様に、

心から感謝と敬意を表します。

去る1月、私は宮崎県知事に就任して12年目を迎えました。この2年間は、新型コロナの世界的な蔓延（パンデミック）に日々向き合い、何としても県民の命と暮らしを守らねばならないという強い覚悟の下、全身全霊を傾け、100年に一度と言われる未曾有の事態に対処してまいりました。この間、本県の取り組んでまいりました新型コロナ対策につきまして、県議会をはじめとする県民の皆様には格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

寄せては返す波のように、令和2年4月の第1波に始まり、現在の第6波に至るまで、度重なる感染拡大に見舞われてまいりました。相次いで変異を遂げるウイルスの脅威とそれに伴う社会不安、暮らしや地域経済にもたらされる深刻な影響、さらには先を見通すことが困難な状況に、私たちは不安な日々を余儀なくされております。新型コロナにより大切な御家族や友人を亡くされた方、コロナ禍の影響により仕事を失われた方、部活動や修学旅行など学校生活に大きな制約を受けている児童生徒の皆さん、保育園や小学校の休園・休校等に急遽対応しなければならなくなった保護者の方々など、今を生きる私たち県民の誰一人として、このコロナ禍に影響を受けていないという人はいません。誰もがコロナ禍による生活の不自由や不便を余儀なくされ、やるせなさや悲しみ、徒労感、先が見えないことへのもどかしさ、焦りなど、様々な思いを抱えておられることと思います。

加えて、人間の営みに入り込んだ未知のウイルスは、人から人への感染の連鎖をもたらすだけでなく、経済全般から、医療や福祉、文化・芸術、レジャーに至るまで、私たちの多くの活動をせき止め、沈滞させ、時に別の姿に塗り替

えていきました。

私は、こうした現実を前にして、ただ立ちすくむのではなく、コロナ禍が私たちに投げかけるものを冷静に見定め、力強く歩み続ける必要があると考えます。また、現下の厳しい状況にしっかりと対応しながら、2年にも及ぶコロナ禍の経験を教訓として、多くの英知を結集するとともに、衆議を尽くす中で、私たちは、未来に道筋をつける責務があるものと考えております。

私は、コロナ禍からの学びとして、3つのポイントがあると考えます。

1つには、日常のありがたさであります。

本県在住の歌人・俵万智さんは、歌集「未来のサイズ」の後書きで、日常のありようを次のようにつづられています。

「コロナ禍の収束は見えておらず、日常は、まだぐらぐらしたままだ。たぶん、ぐらぐらしていることを意識しながら過ごすのが日常、ということになっていくのだろう。だからなおさら、ありふれたことが、実は奇跡的なバランスの上にあることを、忘れないでいたい。」

コロナ禍は、ありふれた日常こそが、実はかけがえのない日常であることを私たちに気づかせてくれました。大切な人と一緒に食事を楽しむ、気の合う仲間たちとスポーツや旅行を楽しむ、体の調子が悪いときには速やかに適切な医療が受けられる、コロナ前であれば当たり前であったことが、コロナ禍にあって、それがいかに貴重で、ありがたいことであったかが浮き彫りになりました。

2つには、我が県の魅力の再発見であります。

移動や外出の自粛が求められ、海外や県外への旅行がままならない中、身近な地域や地元の

すばらしさを見詰め直そうとする機運が高まるとともに、農畜水産物をはじめとする本県産品の地産地消・応援消費の取組など、地域の経済を地域で支えようという思いやりの輪が大きく広がっております。また、今年度実施しました「県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーン」では、多くの県民の方々に御利用いただき、県内旅行を通じて、本県の各地域が持つ多彩な魅力の再発見につながったものと考えております。

さらに、都市部から地方への移住や、新しい働き方、自分らしく生きること等への関心が高まる中、本県に息づく自然とともにある暮らしやなりわい、特に中山間地域において先人から受け継がれてきた多様で尊い営みは、多くの人々にとって強い訴求力を有するものと考えます。こうした宮崎の特色ある自然や風土を生かし、田園回帰・地方創生の大きな潮流をより確かなものとしていく必要があります。

3つには、「つながりの時代」ということであります。

コロナ禍の随分前から、グローバル化の動きが世界を席卷しています。人や物、情報が、かつてないほど世界中でつながり、密なネットワークが構築されている時代にあって、新型コロナという人類が初めて経験するウイルスもまた、あっという間に世界中に伝播し、本県もまた例外ではありませんでした。

他方で、感染の収束とコロナ禍の克服のためには、国際的にも、それぞれの地域においても、各当事者がつながりを密にし、連帯して対策を講じていくことが不可欠です。私は、県内における市町村や医療機関等との連携体制を大切にするとともに、全国知事会地方税財政常任委員会委員長の立場も生かし、国と地方、地方

団体間のつながりを、より大切にしていきたいと思います。

さらには、ポストコロナ社会に向けて、世界の多様な動きや時代の潮流に宮崎県としてどうつながっていくか、持続可能な地域社会の実現のために、いかに新しいつながりをつくり出していくか。つながりの時代に県政を預かる知事として、私はしっかりと役割を果たしていきたいと思います。

以上、申し述べましたコロナ禍からの学びを念頭に置きつつ、私の知事3期目の仕上げの年を迎えるに当たり、1、「安心の土台」をつくる、2、「<コロナ禍>の暮らしにより添う」、3、「みやぎきの未来をはじめめる」の3点を基本的な視点として、県政を推進してまいります。

第1に、「「安心の土台」をつくる」であります。

新型コロナの蔓延は、県民の皆様には様々な不安をもたらしています。また、昨年9月に発生した宮崎市内海での土砂災害や、先月、県北部を中心に発生した地震など、いづれどこで起こるか分からない自然災害も、県民に大きな不安を与えております。

こうした県民の不安に対して、誰もが心穏やかな日常を過ごせるよう、新型コロナ対策や防災・減災対策、県土の強靱化に向けた取組を通じ、安心の土台づくりに全力で取り組んでまいります。

第2に、「<コロナ禍>の暮らしにより添う」であります。

新型コロナは、ひとしく県民を襲うように見えて、実は県民お一人お一人が置かれている社会経済的状況によって、受けるダメージが一概ではないと考えます。特に、生活に困窮されている方や社会的に弱い立場に置かれている方、

営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けておられる飲食店をはじめとする事業者の方々など、それぞれの置かれている状況に思いを致し、しっかりと寄り添い支え合う温かい社会を築いてまいります。

第3に、「みやぎきの未来をはじめめる」であります。

先ほど触れましたように、コロナ禍は、宮崎県の価値を見詰め直す大きな契機となり得るものです。また、デジタル化やゼロカーボンに向けた社会づくり、持続可能な交通・物流ネットワークの構築など、コロナ以前からの構造的課題が、コロナ禍という強い負荷がかかることにより、一気に顕在化することとなりました。

コロナ禍の克服に取り組むとともに、私たちが直面しているこうした社会課題にしっかりと向き合い、未来に向かって、持続可能な宮崎県づくりを進めるべく、必要な取組をスタートしてまいります。

私は、県民の皆様の幸せと本県の発展のため、常在危機の意識と現場主義をさらに徹底し、県民の皆様との対話と協働の基本姿勢の下、丁寧かつ誠実な説明に努めるとともに、県政の運営に強い気概を持って臨み、知事としての責任を全うしていく所存であります。

県議会及び県民の皆様におかれましては、一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、県政に関し、3点御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナ対策の状況についてであります。

1月21日から国の「まん延防止等重点措置」が本県に適用され、「重点措置区域」について、同日より宮崎市、都城市、延岡市及び三股

町の4市町を指定し、25日より全市町村に拡大しました。

その後、都城・北諸県圏域等で新規感染者が減少傾向となり、県全体でも前週の同じ曜日を下回る状況が続くなど、「まん延防止等重点措置」の一定の効果が見られたところでありますが、最大の人口を有する宮崎・東諸県圏域で感染が高止まりし、依然としてクラスターも連日発生するなど、県全体としてピークアウトにまでは至らず、入院患者については、高齢者の割合が増加するとともに、酸素投与を必要とする中等症の患者も増加するなど、医療提供体制への負荷が増大する状況にありました。

このような状況を踏まえ、私は、今が第6波の感染を抑え込む重要な局面であり、現在の強い対策を緩めるタイミングにはないと判断し、2月8日、国に対し、13日が期限となっていた「まん延防止等重点措置」について、適用延長の要請を行いました。

その後、10日、国において、当該措置の本県への適用を3月6日まで延長することが決定し、これを受け、県として、全市町村を対象とした「重点措置区域」の指定期間の延長及び飲食店等に対する営業時間短縮や酒類提供の終日停止等の対策の継続を決定したところであります。

第6波の直近の傾向として、高齢者施設におけるクラスターが増加し、特に90代以上の方々の感染が急増しております。オミクロン株は比較的重症化しにくいと言われておりますが、国の分科会においても、高齢者が感染すると、持病等が悪化し、重症化や死亡のリスクが高まると分析されており、残念ながら県内でも、連日、基礎疾患を有する高齢の患者の方がお亡くなりになる状況が続いております。

県としましては、感染力の極めて強いオミクロン株の特性を踏まえ、飲食店等の感染の急所を押さえつつ、現在クラスターが多く発生している学校・教育施設や高齢者施設について、改めて感染防止対策の周知・徹底を図るなど、対応を強化しております。また、医療機関と連携し、入院受け入れが可能な病床について、271床から278床まで拡充するとともに、1月28日から宮崎県重症化予防センターの運営を再開し、重症化リスクのある軽症者に対して中和抗体薬を投与するなど、重症化予防の取組を進めているところであります。さらに、自宅療養者が2,000人を超える状況の中で、食料等の生活支援品を確実にお届けするとともに、地域の医師や訪問看護ステーション等との連携を強化しながら、療養者に対する適切な健康観察に努めてまいります。

また、ワクチン接種につきましては、市町村に対し、可能な限り早期の追加接種に努めていただくとともに、クラスターの発生状況を踏まえ、高齢者施設の入所者等に加え、エッセンシャルワーカー、特に、教職員、保育所等の職員、警察職員の前倒し接種の実施をお願いしたところであります。

県としましては、接種を担う県内の各医療機関への支援に積極的に取り組むとともに、県による集団接種においても、前倒し接種に対応してまいります。

現在、県内においては、ようやくピークアウトの兆しが見えつつありますが、引き続き収束に向けて市町村や医療機関等と連携し、県民の命と健康を守るべく、全力で取り組んでまいります。

2点目は、県立宮崎病院の再整備についてであります。

令和元年5月に着工した新県立宮崎病院は、2年8か月にわたって整備を進めてまいりましたが、去る1月11日に開院を迎えました。当日は、中野議長はじめ関係議員にも開院式に御出席いただきました。新病院の開院に当たり、御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力いただきました関係者の皆様方に、心からお礼を申し上げます。

新病院では、病棟と一体化した救急・総合診療センターや屋上のヘリポートを整備し、ICU及び手術室の充実を図ったところであります。また、手術支援ロボットの導入など医療機能が格段に向上するとともに、医療スタッフの体制も充実を図っております。

さらに、新型コロナウイルスの拡大時においても、感染症指定医療機関としての役割を十分に果たせるよう、専用の病室のほか感染症用の救急、ICUエリア等の整備も行ったところであります。

令和5年秋のグランドオープンに向けて、引き続き整備を進めることとしており、今後とも本県の基幹病院として、今回整備した施設・機能を十分に活用しながら、県民の皆様への高度で良質な医療の提供と患者サービスの一層の充実に努めてまいります。

3点目は、道路整備についてであります。

まず、九州中央自動車道について、1月15日に開催された高千穂雲海橋道路の中心くい打ち式に引き続き、五ヶ瀬高千穂道路の着工式を来月6日に開催する旨が、国土交通省より発表されるなど、順調に整備が進んでおります。

また、都城志布志道路について、乙房インターチェンジから横市インターチェンジ間の3キロメートルが来月12日に開通する旨が発表されました。この区間の開通により供用率は約80

%に達し、さらには、昨年11月に都城インターチェンジから乙房インターチェンジまでが令和6年度中に開通予定と発表されたところであり、都城志布志道路の全線開通の見通しが立ってまいりました。

これらは、ひとえに県議会の皆様をはじめ、国土交通省や関係者の皆様方による御尽力のたまものであり、心から感謝申し上げます。

引き続き、国や関係機関と緊密に連携し、一日も早い高速道路等の全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和4年度当初予算案について御説明申し上げます。

当初予算案は、令和4年度当初予算編成方針及び重点施策に基づき、国の地方財政計画等を踏まえ、編成しております。

この結果、一般会計6,414億7,700万円、特別会計2,112億7,036万2,000円、公営企業会計576億9,529万9,000円となります。このうち、一般会計の歳入財源は、県税1,048億4,000万円、地方交付税1,849億7,900万円、国庫支出金1,233億6,261万3,000円、繰入金372億863万2,000円、県債538億8,940万円、その他1,371億9,735万5,000円であります。

次に、主な事業について御説明申し上げます。

令和4年度は、1、コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出、2、人口減少対策の取組強化、3、安全・安心で魅力ある地域づくりの3点を重点施策に掲げております。

1点目は、「コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出」であります。

まず、新型コロナウイルス対策に万全を期すため、PCR検査体制の強化や3回目のワクチン接種の促進など感染防止対策を徹底するとともに、病

床や宿泊療養施設など医療提供体制のさらなる充実を図ることにより、県民の安心につながる命と健康を守る取組を進めてまいります。

また、生活困窮者支援や自殺防止対策を強化するとともに、県内事業者の皆様のご事業継続や地域の雇用を守る取組を進め、コロナ禍における県民生活を支えてまいります。

第6波により再び深刻な影響を受けている地域経済を早期に回復させるべく、感染状況を見極めながら、観光誘客や県産品の地産地消・応援消費の促進、市町村と連携した需要喚起に取り組むとともに、コロナ禍によりこれまで中止や延期を余儀なくされていた神楽やお祭りなど、地域の伝統行事・文化活動の再開を支援してまいります。

そして、ポストコロナ社会における社会経済活動の活性化に向け、デジタル変革の一步を踏み出す取組や2050年のゼロカーボン社会づくり、農林水産業の成長産業化の推進など、本県の新たな成長活力の創出につなげる取組を積極的に推進してまいります。

2点目は、「人口減少対策の取組強化」であります。

人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めるため、人口減少対策基金等を活用し、社会減・自然減対策による人口減少の抑制に向けた取組を進めるとともに、本県の未来を支える人財の育成・確保にしっかりと取り組んでまいります。

令和4年度においては、新たに、県と市町村が連携し、それぞれの市町村の実情に応じた少子化に係る課題解決に取り組むほか、コロナ禍により高校生の県内就職の志向が高まりを見せている中、その流れを確実なものとするため、

中高校生の県内就職の促進を強化します。

また、中山間地域における県民の暮らしと活力を維持するため、地域における移動手段的確保を支援するとともに、農泊の魅力発信や鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

3点目は、「安全・安心で魅力ある地域づくり」であります。

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、災害に強い県土づくりを重点的・集中的に推進するとともに、切れ目のない対策を講ずるため、令和3年度1月補正予算と一体的に予算を編成し、県土の強靱化対策として、合計231億円余を計上しております。今後、発生が危惧される南海トラフ地震など、大規模地震への備えを強化するとともに、未来への投資であるインフラ整備・老朽化対策を着実に進めてまいります。

また、地域の安全・安心を守るため、治安・防災上の重要拠点である警察署について、都城警察署及び高岡警察署の庁舎の再整備に着手し、県民の利便性向上、災害対応力の強化などに向けた施設整備を図ってまいります。

さらに、本県の新たな発展に向けた土台づくりとして、県内のバス路線に係る持続可能な地域交通ネットワークの構築に集中的に取り組むため、新たな基金の設置等により、5年間で15億円規模の財源を確保し、県・市町村・交通事業者などの関係者が一体となって取組を進めてまいります。また、本県経済の生命線である長距離フェリーの新船就航を契機として、交通・物流網の安定・強化と新たな旅客需要の創出に向けて積極的に支援してまいります。

このほか、令和9年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向け、主要3施設や練習施設などの整備、天皇杯獲得に向け

た競技力の向上を着実に推進するとともに、スポーツキャンプ・合宿の誘致促進等を通じて、スポーツランドみやぎの全県展開とさらなる充実を図ってまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第21号から第24号につきましては、工業技術センター等の機器に係る使用料の改定等や、国における政令の改正等に伴い、使用料や手数料を改定するなど、使用料及び手数料徴収条例外3条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、県内のバス路線について、持続可能な運行形態への転換を支援し、県民の移動手段の維持・確保を図ることを目的として、地方自治法の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第26号及び第28号は、法律の改正等に伴い、宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、宮崎県木崎浜サーフィンセンターの設置に伴い、公の施設に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和など、国に準じた取扱いとなるよう、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第30号は、希望する市などに対し、知事の権限に属する事務の権限を移譲するため、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、貸与された研修資金の返還免除要件を見直すなど、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正するものであります。

す。

議案第32号は、包括外部監査契約の締結について、地方自治法の規定により議会の議決に付するものであります。

議案第33号から第35号につきましては、林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法等の規定により議会の議決に付するものであります。

議案第36号及び第37号につきましては、みやぎ男女共同参画プラン及び宮崎県医療計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、令和3年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の令和3年度補正予算に係るもの、新型コロナウイルス対策及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計につきましては、補正予算第19号及び第20号を合わせまして、210億7,238万9,000円、特別会計92億7,222万9,000円であります。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税104億9,000万円、地方消費税清算金24億6,310万9,000円、地方譲与税67億2,077万3,000円、地方交付税163億9,548万3,000円、国庫支出金マイナス36億6,358万円、繰入金マイナス76億4,742万9,000円、県債マイナス32億2,078万4,000円、その他マイナス4億6,518万3,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,377億8,649万7,000円となります。

以下、一般会計補正予算案の主な事業について御説明申し上げます。

まず、国の補正予算に係る経費として、屋外

型トレーニングセンターの整備や新たな食肉処理・流通施設の整備に係る補助事業などを計上しております。

また、新型コロナ対策につきましては、「まん延防止等重点措置」の適用が延長となったことに伴う対策に要する経費のほか、生活福祉資金貸付金の増額や、コロナ禍の影響により需要が減少している海上輸送や旅客船利用に係る支援など、91億円余を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第54号は、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正するものであります。

議案第55号及び第56号は、宮崎県文化振興条例及び宮崎県人権尊重の社会づくり条例を、それぞれ制定するものであります。

議案第57号は、電気事業法の改正に伴い、宮崎県環境影響評価条例の一部を改正するものであります。

議案第58号及び第59号は、屋外型トレーニングセンター建設工事等の請負契約の締結について、第60号から第62号につきましては、新宮崎県体育館建設主体工事等の請負契約の変更について、それぞれ議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

来年、令和5年は、本県にとって、明治16年の再置県から140年という大きな節目を迎えます。今日に至る宮崎県政の歩みは、幾多の災害や戦禍、口蹄疫など、大きな試練を乗り越えてきた先人たちのたゆみない努力の歴史であります。

コロナ禍という試練に直面する私たちは、今こそ、この宮崎の地で積み重ねられてきた、郷土愛と情熱にあふれる先人の御労苦に敬意を表し、一つ一つ困難を克服することにより今の宮崎が築かれてきた、その歴史に思いをはせる必要があると考えます。

県民の総力を結集してコロナ禍を克服し、ポストコロナ社会へと力強く歩みを進め、今を生きる私たちの責務を果たしてまいりましょう。先人から託されたたすきを次代へとつなぐべく、私が先頭に立って、県民の皆様とともに、ふるさと宮崎の将来を切り開いてまいります。

県議会の皆様をはじめ、県民の皆様の一層の御支援と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第63号委員会付託

○中野一則議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第63号に対する質疑の通告はありません。

議案第63号は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、休憩いたします。

午前10時37分休憩

午後4時0分再開

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めま

す。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第63号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)」であります。

これは、国のまん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長に伴うもの、及び国庫補助決定に伴う経費を措置するもので、71億3,400万円余の増額補正となっております、歳入財源は全額、国庫支出金であります。

その主な内訳は、飲食店に対する時短要請協力金を支給するための経費や、酒類提供の終日停止要請の長期化で大きな影響を受ける酒類販売事業者等に対する支援金に要する経費であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第63号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の本

県への適用期間が延長されたことに伴い、延長された期間の県内の飲食店等に対する営業時間の短縮要請への協力金を支給するための経費として、一般会計で58億1,100万円余を増額するものであります。

このことに関連して複数の委員より、「飲食店等への協力金をはじめとする新型コロナ関連の支援策が多く、複雑化しているため、県民に分かりやすく周知できないのか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、支援が広く必要な県民や事業者に行き届くように、関係部局と連携して、新型コロナに関連する支援策の周知を徹底していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第63号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国のまん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長に伴うもの及び国庫補助の追加交付に伴う経費として、一般会計で13億2,300万円余を増額するものであります。

このうち、酒類販売事業者等緊急支援事業についてであります。

この事業は、まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供の終日停止要請の長

期化により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等を支援するため、売上げの減少割合に応じた県独自の支援金を昨年に引き続き支給するものであります。

このことについて委員より、「支援を必要とする事業者に的確に支援が行き届く必要があるが、支援対象者の確認をどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「昨年と同様に、業界の事情に精通した宮崎県小売酒販組合連合会と連携しながら事務手続を進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、厳しい環境に置かれる酒類販売事業者等に対して事業の周知を徹底していただくとともに、適切な事務手続により、必要な支援金を迅速に支給していただくよう強く要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第63号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第63号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日18日から23日までは、議案調査等のため

本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時7分散会